

2013/04/29

厚生労働省 御中

社会保険労務士 安部敬太
安部敬太社会保険労務士事務所
〒189-0014東京都東村山市本町2-4-63-301
Tel 042-391-2115
Fax 050-3737-6358
support@shogai-nenkin.com

照会 追加2

平成24年12月16日付け「照会」、平成25年3月2日付け「照会」および平成25年3月7日付け「照会 追加」に、以下の通り、照会内容を追加する。

照会内容の確認

1. 当方の照会内容は簡単にいうと、請求人が初診日において厚生年金保険の被保険者であったとして障害基礎年金および障害厚生年金（以下、「障害給付」という）の裁定を請求したのに対して、保険者が初診日は厚生年金保険の被保険者中にはないとして障害基礎年金の受給権を認めた場合に、請求人が不利益なく、予備的に障害基礎年金の受給権を確保しつつ、障害給付についての（再）審査請求を可能とするには、どのような手続きが必要かということである。

なお、以上は、主位的請求を障害給付請求として、予備的請求を障害基礎年金請求と仮定したものであるが、場合によってはこれらが入れ替わり、主位的請求を障害基礎年金請求とすることもあり得る。それを踏まえた上で、以降の記述も便宜的に主位的請求を障害給付請求と仮定して行う。

この件に係る年金機構の扱い

2. その一つの方法として、当方は平成24年12月16日付け「照会」に書いたとおりの同時請求を行ってきたものである。これは、以下の年金機構の取扱いおよび窓口での説明に沿ったものである。
 - ① 障害給付請求を障害基礎年金請求に切替えることに同意した場合には、障害給付に係る添付書類は、障害基礎年金認定部署に回付され、障害基礎年金に係る年金請求書だけを提出すれば事足りる。また、この場合には障害給付の請求日が障害基礎年金の請求日と扱われる。
 - ② 上記①の場合には、障害給付に対しての処分が行われることはないので、障害給付の受給権を求める（再）審査請求はできない。
 - ③ 障害給付について（再）審査請求を行いつつ、予備的に障害基礎年金請求を行いたい場合には、障害基礎年金に係る年金請求書を提出するとともに障害給付に係る添付書類とは別途新たに診断書等の添付書類を提

出しなければならない。

3. 上記 2 の扱いが実際に行われていることは、川越年金事務所長名文書で明らかである。それに加え、資料③の裁決例を示す。これは、当初、障害給付請求をしたにもかかわらず、保険者は代理人が障害基礎年金への切り替えに同意したとして、障害基礎年金を裁定した。その後、請求人は、切換えは代理人が勝手にやったこととして、再度、障害給付請求している。これに対して不支給処分が出され、この不支給処分に対して審査請求がされている。

まさに、この事案のとおり、切換えは障害給付について審査請求をしないという同意があつて初めて、行われているのが実態である。

4. 上記 2 の扱いに沿って考えれば、障害給付請求と障害基礎年金請求の同時請求だけが、請求日が後にずれることによる請求人の不利益を回避することができるのである。

請求人の不利益の補足

5. さて、ここで同時請求が認められないという既に先の照会に添付した川越年金事務所長名の書面（資料②）による取扱いが行われた場合の請求人の不利益について、再度補足しておく。平成 24 年 12 月 16 日付け「照会」の 4 等で述べてきたのは、障害給付、障害基礎年金請求ともに事後重症請求の場合およびともに障害認定日から 5 年以上が経過した障害認定日請求についてであるが、もう一つ決定的な不利益が生じることがある。それは、ともに事後重症請求で、障害給付の決定が届くのを待っている間に 65 歳到達日がある場合である。同時請求が認められないばかりに、障害基礎年金の請求権そのものを失うことになる。このような不利益が法的根拠もないままゆるされていいはずがない。

障害基礎年金に係る処分に対する障害給付を求める審査請求は適法

6. 平成 25 年 4 月 26 日の厚生労働省年金局事業管理課給付事業室■■■■氏との電話のやり取りの中で、上記 2 の年金機構の扱いおよび説明そのものが正しいのかどうかという疑念が生じた。■■■■氏は、社会保険審査調整室に確認の上、障害給付の裁定請求を行ったにもかかわらず、保険者が初診日は厚生年金保険被保険者ではなかったとして障害基礎年金認定部署に書類を回付し、その結果行われた障害基礎年金についての処分に対して、障害給付の受給権を求める（再）審査請求を行った場合に、却下ではなく、適法なもの認め、内容審査に入っている事案があると話した。それを受け、当方において、平成 3 年から平成 22 年までの裁決集で公開または開示された裁決を確認したところ以下の通りの裁決が確認できた。

以下2件は、■■■■氏の話のとおり、障害給付の裁定請求を受けて、保険者が行った障害基礎年金についての処分に対する障害給付の受給権を求める(再)審査請求を適法なものと認めた判決である。

(ア) 請求人が行った障害給付請求に対して、保険者は初診日は20歳前であるとして、障害基礎年金認定部署に回付し、障害基礎年金の不支給処分が行われた事案が資料④である。請求人は裁定請求から一貫して障害厚生年金及び障害基礎年金の支給を求めているのに対して、保険者の回付の措置は障害厚生年金を支給しない旨の意思が表明されたものにほかならず、この回付後の障害基礎年金不支給処分と相まって、障害厚生年金及び障害基礎年金のいずれの年金給付も支給しない旨の保険者の意思が確定的に表示されたものとみるのを相当とする。本件は、障害厚生年金及び障害基礎年金を支給しないという保険者の機関がした処分を不服として、適法に提起されたものと解することができるので、不支給処分を原処分として、本案に入り審理する(資料④,p.202,右)。

(イ) 請求人が行った障害給付請求に対して、保険者は初診日は20歳前であるとして、障害基礎年金認定部署に回付し、障害基礎年金の支給決定が行われた事案が資料⑤である。請求人は裁定請求から再審査請求に至るまで一貫して障害基礎年金及び障害厚生年金の支給を求めているところ、社会保険庁長官の回付の措置は障害厚生年金を支給しない旨の意思が表明されたものにほかならず、この回付の措置を承けてされた当初裁定によって、請求人に対し障害厚生年金を支給しない旨の保険者の意思が確定的に表示されたものとみるのを相当とする。そうすると、本件の審査請求は、障害厚生年金を支給しない旨の保険者の機関がした処分を対象として適法に提起されたものと解することができるので、当審査会は、本件再審査請求を受理し、当初裁定を前記の意味での原処分として、審理することとする(資料⑤,p.200,右)。

資料⑥は、障害給付の裁定請求を受けた障害基礎年金の決定処分の10ヶ月後に、請求人の障害給付を求める主張に対する障害給付に関する不支給処分に対して行った再審査請求について、両処分を対象として審理した事案である。

(ウ) 社会保険庁長官は、平成12年12月28日付で初診日は厚生年金保険の被保険者期間中ではないが国民年金の被保険者期間中である時期に初診日のある傷病であるとして、代理人に説明したうえで障害等級1級の障害基礎年金を支給する旨の処分(「原処分A」)をした。代理人は障害給付が支給されるべきであると再度主張したが、社会保険庁長官は、改めて、平成13年10月18日付で、初診日において厚生年金保険の被保険者であった者に該当しない等として障害給付を不支給とする旨の処分(「原処分B」)をした。当審査会は、原処分Bに対する不服は、も

ともと原処分 A に起因しているものであり、本来この原処分 A を不服として審査請求を行うのが、正当な手続であったとの判断に基づき、原処分 A 及び原処分 B を再審査請求の対象とみて審理を行うこととした（資料⑥,p.295-296）。

資料⑦は、保険者の指示により、障害基礎年金請求が障害給付請求に代えられたにもかかわらず、障害基礎年金の受給権のみが発生し、事後的に障害給付についての却下通知が出された事例である。

(エ) 障害基礎年金の請求をしたところ、年金事務所で障害給付に変更すよう求められ、障害基礎年金の裁定請求書に代えて、障害給付裁定請求書を提出し、障害給付の裁定請求をした。社会保険庁長官は、初診日は厚生年金の被保険者であった期間外として障害給付の裁定請求は却下し、障害基礎年金を裁定した。この却下は明示されていなかったが、障害基礎年金裁定に対して審査請求をし、その後審査官の指摘から、却下通知が出された。

年金機構の説明、川越年金事務所文書は誤りである

7. 上記 5 のとおり、(ア) および (イ) においては、明確に障害給付の裁定請求を受けて、保険者が行った障害基礎年金についての処分に対して行った障害給付の受給権を求める(再)審査請求を適法なものされていることが明白であり、(ウ) および (エ) によっても、このような(再)審査請求が適法であることが窺える。そうすると、上記 2②の障害給付から障害基礎年金請求への切換えの場合には障害給付について処分がされないため審査請求ができないという年金機構の窓口での説明が誤りであることとなる。川越年金事務所長の回答に即して言えば、「請求した障害厚生年金としての処分を求める場合には、障害厚生年金の処分後でなければ障害基礎年金の請求することはできません。また、障害基礎年金を請求する際には請求書類等を新たに提出していただく必要があり、受付日は遡及しないことを申し添えます。」という部分は訂正または撤回されなければならない。

請求人の権利を保護する 2 通りの扱い

8. 上記 6 および 7 によれば、上記 1 について、以下の 2 通りの取扱いが取り得るということである。

- (1) 平成 24 年 12 月 16 日付け「照会」、平成 25 年 3 月 2 日付け「照会」および平成 25 年 3 月 7 日付け「照会 追加」で当方が述べてきた障害給付と障害基礎年金の同時請求を認めること。
- (2) 障害給付の裁定請求を受けて、保険者が行った障害基礎年金についての処分に対して障害給付の受給権を求める(再)審査請求を行うことが法的に可能であることを明確にすること。つまり、障害基礎年金に

対する処分は、障害給付に対する処分を兼ねていると解することができる旨を厚労省の責任として明確に表明すること。

9. 上記 8 (2) については、実務上は、年金請求書を障害給付および障害基礎年金請求に共通する様式として、障害給付請求と障害基礎年金請求を 1 枚で兼ねることとすること、主位的請求が障害認定日請求で予備的に事後重症請求を行う場合に請求事由確認書の提出を求めているのに準じて別途、主位的請求と予備的請求を明確にした書面の提出を求めること等が考えられる。

なおかつ、当然に、窓口での説明については、これまでのように、障害給付から障害基礎年金請求に切り換える場合には、障害給付についての審査請求はできないという説明を決してすることがないように全国の年金事務所等に対して周知および指示が徹底されなければならない。

どちらの扱いを行うのかを明確にすべき

10. 当方としては、上記 8 のどちらであっても、請求人の不利益はないので、権利保障の観点から、法的問題はないと考える。ただ、むしろ、(2) の扱いの方が、年金制度に精通していない請求人にとっても、非常にわかりやすい扱いであり、診断書等の原本提出は 1 枚で済み、請求人の負担ともならない。少なくともこのどちらの扱いを行うのか統一されなければならない。厚労省または日本年金機構として、公式な見解を文書で示すことを求めるものである。それは当然ながら、川越年金事務所長名文書の訂正または撤回と合わせて行われなければならない。

文書で回答を求める

11. 以上、当方の照会について、再々度、強く文書での回答を求めるものである。

平成 25 年 4 月 26 日、上記■■■■氏は、当方の再々の文書での回答にもかかわらず、今回の照会の件は法の運用の問題であり、法解釈を担う厚労省として答えるべき事項ではないと繰り返した。当方は、平成 25 年 3 月 7 日付け「照会 追加」の 2 においても、受給権という権利に直結することであり、単なる法の運用の問題ではないと述べているにもかかわらず、この■■■■氏の話は、こちらの照会に対して真摯に向き合っていると断言することはできない。このまま川越年金事務所文書にある取扱いが大手を振って行われれば、請求人にとっていかに不利益となるかは、これまでの文書で繰り返し述べてきたし、さらに上記 5 を追加したところである。このような不当極まりない扱いを放置し、文書での回答をもしないのであれば、日本年金機構に年金実務を委託し、その監督責任があり、かつ、年金の決定権者たる厚労省の責任の放棄といわざるをえない。

【資料】※番号は平成 25 年 3 月 2 日付け「照会」からの通し番号

- ③ 「社会保険審査会裁決集 平成 20、21、22 年」,平成 19 年（厚）第 335 号
- ④ 「社会保険審査会裁決集 平成 11 年」,p.201-207
- ⑤ 「社会保険審査会裁決集 平成 13 年」,p.199-203
- ⑥ 「社会保険審査会裁決集 平成 14 年」,p.295-299
- ⑦ 「社会保険審査会裁決集 平成 20、21、22 年」,平成 21 年（厚）第 418 号
以上